



平成 30 年 11 月 22 日

各 位

上場会社名 日本カーボン株式会社
代 表 者 代表取締役社長 宮下 尚史
(コード番号 5302 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 業務統括部長 今井 浩二
(TEL. 03-6891-3730)

当社従業員に対する特定譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、特定譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	平成 30 年 12 月 10 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 18,600 株
(3) 処分価額	1 株につき 5,540 円
(4) 処分総額	103,044,000 円
(5) 割当予定先	当社従業員 186 名 18,600 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。

2. 処分の目的及び理由

平成 30 年 8 月 24 日付「特定譲渡制限付株式報酬制度（従業員向け）の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社従業員（以下、「付与対象者」といいます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事で、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、また、付与される株式に譲渡制限期間を設定する事で、中長期的かつ継続的な勤務を促すことを目的として、特定譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、平成 30 年 8 月 24 日の取締役会で決議しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、付与対象者 186 名に対し、金銭債権合計 103,044,000 円（以下、「本金銭債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である付与対象者 186 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 18,600 株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本割当株式は、引受けを希望する付与対象者に対してのみ割り当てるものであり、当該付与対象者に対して現物出資するための本金銭債権が当社から支給されるものであるため、本制度の導入によって当社の従業員賃金が減額されることはありません。

<株式割当契約の概要>

当社は、付与対象者との間で個別に特定譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2018年12月10日から2019年12月9日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

付与対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了の直後の時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、付与対象者が死亡により当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合の取扱いは、下記(3)に記載のとおりとする。

(3) 付与対象者の死亡によって退職又は退任した時の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

死亡により退職又は退任した直後の時点

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

付与対象者が死亡によって退職又は退任した時点において保有する割当株式の数

(4) 当社による無償取得

上記(2)および(3)等の事由により、譲渡制限が解除されなかった割当株式について、当社は、当該解除時点後、当該株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において付与対象者が保有する割当株式数に、割当株式の払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数(12)で除した数を乗じた数(1株未満の端数は切り捨て)の株式について、当該組織再編等に関する効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

(6) 株式の管理

割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象者がみずほ証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各付与対象者が保有する割当株式の口座の管理に関連してみずほ証券株式会社との間において契約を締結しており、また、当社は付与対象者に対し、当該譲渡制限等の内容につき別途同意を取得している。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日(平成30年11月21日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である5,540円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上